

解説

改正公益通報者保護法案の概要と実務への影響

三浦法律事務所 弁護士 坂尾佑平
三浦法律事務所 弁護士 榮村将太

I 改正の背景及び目的

2025年3月4日、「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が閣議決定された。

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）は2004年6月に制定されたが、同法が施行された2006年以降も、事業者が内部で公益通報やその他の通報を受け付け、調査をし、その是正に必要な措置をとるといふ、いわゆる「内部通報制度」が十分に機能せず、国民生活の安心と安全を大きく損なうような不祥事が次々と発覚するなど、多くの課題が見られた。そこで、2020年6月、公益通報者保護法が改正され（令和2年法律第51号。以下、同月に改正された法律を「現行法」という。）、常時使用する労働者の数が301人以上の事業者に対して公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとる義務（以下「体制整備義務」という。）を課す、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）に刑事罰（30万円以下の罰金）付きの守秘義務を課すといった事業者にとってインパクトの大きい新制度が導入されたことは記憶に新しい。

2022年6月1日施行された現行法により一定の効果は見られたものの、2024年12月27日付け「公益通報者保護制度検討会 報告書—制度の実効性向上による国民生活の安心と安全の確保に

向けて—」（以下「検討会報告書」という。）においては、以下のような事業者の体制整備の不徹底や実効性に関する課題が指摘されている）。

➤従業員数が数千人を超える事業者においても、内部通報制度が十分に機能せず、外部通報によって、国民生活の安心と安全を脅かす重大な不祥事が発覚しており、その中には、不正について内部で指摘があったものの、特段の対処をせず、是正までに時間を要した事案があったこと

➤非上場の義務対象事業者の10.7%は「（従事者指定の）義務を知っているが、担当者を指名していない」と回答し、その理由について、その約半数が「上司などに情報が共有されており、特段不都合もないため」を選択しており、義務を履行する意識が低い事業者が一定程度存在すること

➤内部通報制度を「導入している」と回答した事業者の30%が、内部通報窓口の年間受付件数を「0件」と回答しており、内部通報窓口の利用は限定的であると回答していること

これらの課題に加え、2019年12月にEU通報者保護指令が施行されるなど国際的な通報者保護の潮流に合わせる必要があることなどを踏まえ、検討会報告書では①事業者における体制整備義務の履行の徹底や実効性向上を図ること、